

## 第16 パッケージ型自動消火設備

令第29条の4第1項の規定に基づく、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成16年総務省令第92号)第2条で規定するパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する基準は、同条の規定によるほか、次によること。

### 1 設置要件

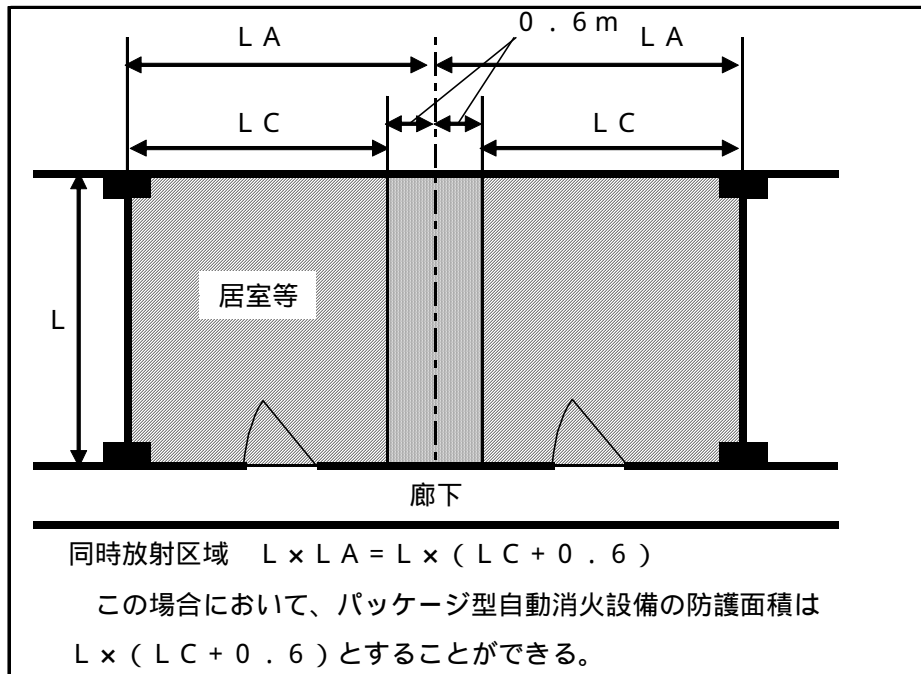
パッケージ型自動消火設備を設置できる防火対象物は、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成16年消防庁告示第13号。以下この第16において「告示第13号」という。)第3の規定によること。

### 2 設置維持の基準

告示第13号第4の規定によるほか、次によること。

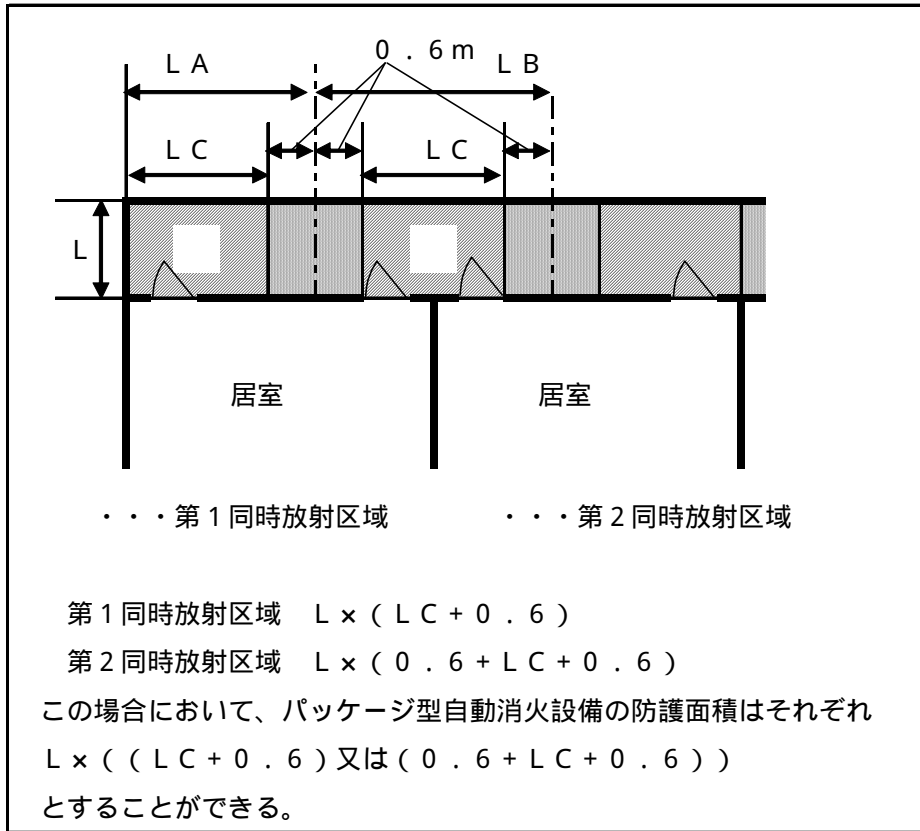
- (1) 防護面積(2以上のパッケージ型自動消火設備を組み合わせて使用する場合には、当該設備の防護面積の合計)については、同時放射区域の面積以上であるものを設置することとされているが、同時放射区域が隣接する場合におけるパッケージ型自動消火設備の防護面積は隣接する部分(壁、戸等により区画されない部分をいう。)に限り、0.6m長くすることができるものとする。

《一の居室等を2の同時放射区域とする場合の例》



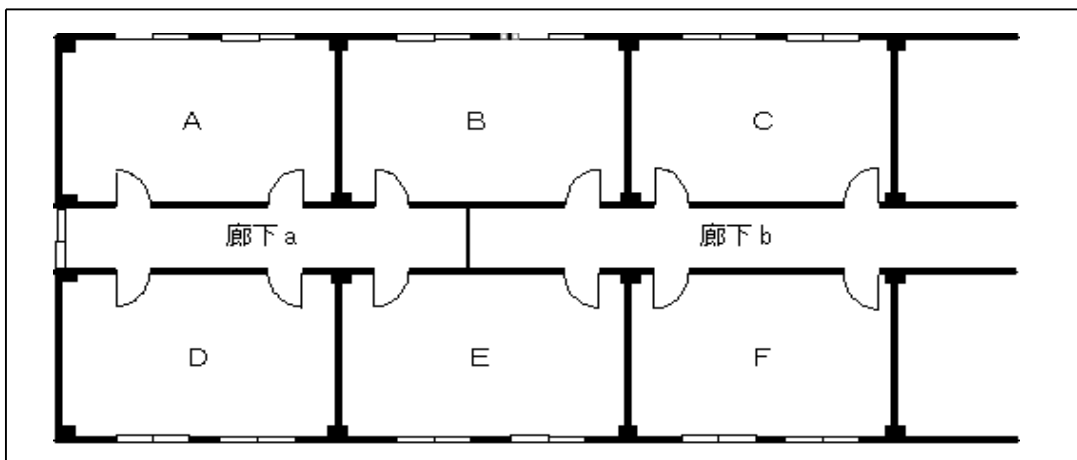
第2章第2節 第16 パッケージ型自動消火設備

《廊下、通路等を2以上の同時放射区域とする場合》



- (2) 消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、作動装置等を2以上の同時放射区域において共用する場合については、告示第13号第4第6号の規定によること。この場合において、告示第13号第4第6号(1)に規定する「隣接する同時放射区域」とは、火災が発生した場合において延焼するおそれのある、当該同時放射区域に接している区域等を全部含むものであること。

《隣接する同時放射区域の例》



第2章第2節 第16 パッケージ型自動消火設備

	A	B	C	D	E	F	廊下 a	廊下 b
A								
B								
C								
D								
E								
F								
廊下 a								
廊下 b								

備考 印は、隣接するものを示す。  
 廊下 a 及び廊下 b は、一の同時放射区域を告示第 13 号第 4 第 2 号の規定により、区画した場合  
 各室は、一の同時放射区域となっている。

《同時放射区域と最大防護面積の例》

凡例：----- 防火性能を有しない壁  
 ————— 防火性能を有する壁

最大防護面積が 21 m<sup>2</sup> のパッケージ型自動消火設備 A・B・C を設置する場合

居室の床面積が 21 m<sup>2</sup> 以下の場合

21m<sup>2</sup>  
A

一の同時放射区域の面積は、13 m<sup>2</sup> 以上とすること。

居室の床面積が 42 m<sup>2</sup> 以下の場合

21m <sup>2</sup>	21m <sup>2</sup>
A	B

隣接する同時放射区域間の設備は共用できない。

居室の床面積が 63 m<sup>2</sup> 以下の場合

21m <sup>2</sup>	21m <sup>2</sup>	21m <sup>2</sup>
A	B	A

21m <sup>2</sup>	21m <sup>2</sup>
A	B
21m <sup>2</sup> C	

居室の床面積が 105 m<sup>2</sup> 以下の場合

21m <sup>2</sup>	21m <sup>2</sup>	21m <sup>2</sup>
A	B	C
21m <sup>2</sup>	C	21m <sup>2</sup> A

第2章第2節 第16 パッケージ型自動消火設備

防火性能を有する壁がある場合

居室 21m <sup>2</sup> A	居室 21m <sup>2</sup> A
廊下 21m <sup>2</sup>	A

隣接する同時放射区域間で設備を共用できる。

居室の床面積が105m<sup>2</sup>以下の場合

A 40m <sup>2</sup> の厨房	B	階段室	21m <sup>2</sup> 通路 A	20m <sup>2</sup> A 居室	20m <sup>2</sup> A 居室
A	B 84m <sup>2</sup> の食堂	A	B	21m <sup>2</sup> 通路 B	20m <sup>2</sup> A 居室
				20m <sup>2</sup> A 居室	20m <sup>2</sup> A 居室

居室の扉が防火戸の場合は居室と通路で設備を共用できる。

3 特例適用の運用基準

告示第13号第3に規定する場所のうち規則第13条第3項に掲げるスプリンクラー設備のヘッドを要しない部分について、著しく火災発生危険性等がない場所については、令第32条の規定を適用しパッケージ型自動消火設備の感知部及び放出口を設置しないことができる。

(令4・一部改正)